

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行います。

令和七年三月十日

奈良県知事 山下 真

一 被聴聞者 宇陀市榛原萩原二八四四番地一七

三和相互住宅販売株式会社

代表取締役 川村 真

二 聴聞の日時 令和七年三月二十四日 午後一時三十分

三 聴聞の場所 奈良市登大路町三〇番地

奈良県分庁舎五階 B五一会議室